

第7回日中韓三カ国会計基準設定主体会議報告

I. はじめに

2007年11月28日と29日に、東京箱崎のロイヤルパークホテルにて、第7回日中韓三カ国会計設定主体会議が開催された。本会議は、アジアの近隣3カ国の会計基準設定主体間で、内外の様々な問題を共有し、意見交換を行うことを目的としており、2002年2月に東京でスタートし、今回で6回目となった。

今回の出席者は別紙1に記載のとおりである。企業会計基準委員会（ASBJ）からは、西川委員長以下9名が参加した。また、日中韓三カ国の会計基準設定主体に加え、オブザーバーとして、国際会計基準審議会（IASB）からはTom Jones 副議長、山田辰巳理事、Wei-Guo Zhang 理事、香港特別行政区（以下、香港）、マカオ特別行政区（以下、マカオ）からも代表者が参加し、ディスカッションを行った。

II. 第7回日中韓三カ国会計基準設定主体会議の概要

第7回会議は、概ね次のスケジュールに沿って行われた。

11月28日	議事内容
9:30～12:00	各国の最近の会計基準の設定状況
14:00～16:00	国際財務報告基準の設定状況
16:00～17:00	今後の日中韓三カ国会計基準設定主体会議の進め方
11月29日	議事内容
9:30～11:30	オープン・セミナー

1. 各国及びIASBの最近の会計基準の設定状況

日本、中国、韓国、IASBの順で、各会計基準設定主体における会計基準の最近の設定状況についての報告が行われ、各報告後にディスカッションが行われた。

(1) 日本

ASBJの新井常勤委員より、国際的な会計基準とのコンバージェンスにむけた取組み状況について説明があった。概要は以下のとおりである。

ASBJとIASBは、2007年8月8日に「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」（以下「東京合意」という。）を公表した。これは、ASBJとIASBにおける会計基準のコンバージェンスに関する目標期日を示すものであり、短期項目は2008年、その他の項目は2011年6月末を目標期日としている。IASBとIASBで検討を行っている長期項目の多くは、今後発生する差異でもあり、現時点においては明示的な時期を設定することが困難であるため、2011年6月末日後に適用となる新たな主要なIFRSについて

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

は、検討段階から ASBJ も積極的に参画し、当該基準が適用となる際には、わが国において IASB と FASB とで共同開発した会計基準の内容に沿って受け入れる方向で検討を行うこととした。東京合意では従来以上に IASB の審議に ASBJ が関与していくこととなり、2005 年以降開催している ASBJ と IASB の代表者による年 2 回の共同会議に加え、会計基準の開発において生ずる重要な論点をより実践的に議論していくために、双方のディレクターを中心とした作業グループを設けて緊密に連携していくこととした。

さらに、ASBJ が検討を行っている主なプロジェクトとして、資産除去債務、セグメント情報開示、工事契約、無形資産（研究費・開発費）、金融商品（時価開示）、特別目的会社、過年度遡及修正、企業結合について、現行の日本基準と国際的な会計基準との間の差異の内容、各プロジェクトの検討の方向性等を説明した。

質問・コメント及び討議

韓国会計基準委員会 (KASB) 側から、国際的な会計基準とのコンバージェンスを進めるあたり、日本特有の事情により、国際的な会計基準との差異が今後も残る項目があるかという質問があった。これに対し、ASBJ 側から、基本的には国際的な会計基準とのコンバージェンスを目的として、差異を解消する方向で個々のプロジェクトを進めているが、のれんの償却の問題や現在 IASB で検討を進めている財務諸表の表示、収益認識等については、市場関係者からも検討の余地があるのではないかという意見が多くあり、今後ともデュープロセスに則り、検討を行っていくため、将来的に差異が残るかどうかにについては現時点では明言できないとの回答がなされた。

中国会計準則委員会 (CASC) 側からは、現在 IASB と FASB との間に差異がある項目について、ASBJ はどのように対応していくのか、また、米国 SEC の登録企業の IFRS の使用に関する規則の改訂（(4) IASB 参照）により ASBJ のコンバージェンスの取り組み方針に変化があるのかなどの質問があった。これに対し、ASBJ 側から、IASB と FASB が検討を進めている MOU 項目について、検討の段階から積極的に参画していくとの回答がなされたほか、SEC に関する質問に対し、日本における IFRS の採用については金融庁事柄であるが、ASBJ としても SEC の動向を注視しているとの回答がなされた。

(2) 中国

中国財政部の Li Yuhuan 次長より、中国の最近の会計基準設定状況等についての報告があった。概要は以下のとおりである。

中国は、2006 年に実質的に IFRS とのコンバージェンスが達成され、1 つの基本会計基準、38 の個別会計基準及び適用ガイダンスを公表した。これらの基準等は、2007 年 1 月から適用されている。IASB は、中国の環境下における特有の問題（関連当事者開示や共通支配下の取引、公正価値測定）について認識しており、高品質な会計基準に向けた IASB のこれらの問題の解決について、中国は有用な情報を IASB に対して提供できるであろう。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

中国の新たな基準の適用にあたっては、公開企業や会計事務所等向けに十分な教育訓練活動を行ったほか、実務上の問題に対処するワーキング・グループを設立した。その結果、公開企業 1,400 社及び 68 の会計事務所は、新たな基準を非常によく適用している。なお、適用初年度の中間決算では、新たな基準との因果関係は不明確であるが、1,400 社合計の当期純利益は前年同期比 64.66%増であった。

質問・コメント及び討議

ASBJ 側から、中国の会計基準と現行の IFRS との差異について質問があった。これに対し、中国財政部側から、実質的な差異としては、関連当事者開示と減損の戻入に関して存在するが、関連当事者開示については、IASB も中国における考え方を理解しており、IAS 第 24 号が改正されれば、中国の会計基準と IFRS はさらにコンバージェンスすることになるとの回答がなされた。

IASB 山田理事からは、現在 IASB が検討中のプロジェクトについて、どのようにキャッチアップするのかという質問があった。これに対し、中国財政部側から、2005 年の中国会計準則委員会（CASC）と IASB の共同声明により、現在 IASB が検討中のプロジェクトについては、中国と IASB とのコミュニケーションのメカニズムをさらに強化することとしており、現在、中国と IASB との公式な協議の場を設定すべく、2008 年 1 月にも訪中予定の IASB の Wayne Upton 氏を窓口として調整を行っている。さらに IASB には、国際財務報告解釈委員会（IFRIC）にも積極的に参画したい旨を提案しているとの回答がなされた。

(3) 韓国

KASB の Chungwoo Suh 副議長より、IFRS の採用(adoptio)n)に関するロードマップ、KASB の今後の活動等についての説明があった。概要は、以下のとおりである。

2007 年 3 月 15 日に KASB は、IFRS の採用に関するロードマップを公表し、公開企業に対して、2011 年から IFRS による財務諸表の作成を義務付けることとした。

今後の KASB の活動として、短期のプロジェクトとしては、翻訳した IFRS の国内法への導入、結論の背景や適用ガイダンス等の翻訳版の発行、教育訓練活動、非公開企業のための会計基準の制定があり、長期のプロジェクトとしては、IASCF に対する出資のための安定的な資金調達システムの確立、IFRS の開発への積極的な参加が挙げられる。

特に教育については、市場関係者からの要望も高く IFRS が円滑に適用されるために不可欠であるため KASB が重要な役割を担うと考えている。また、IFRS の開発に積極的に参画すべく、IASB 及び IASCF と一層緊密な関係を構築していく。

質問・コメント及び討議

ASBJ 側から、IASB から新たな基準が公表された場合、どのような手続きで適用していくのか、また、IFRS は韓国が開発した会計基準ではなく、プリンシプル・ベースで作成さ

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

れているが、適用にあたって、韓国国内から解釈について問い合わせがあった場合、どのような対応をとるのかという質問があった。これに対し、KASB 側から、手続きについては、IASB との合意により、新たな基準は 1 年以内に翻訳することとし、適用開始日は IFRS と同時にする予定である。また、解釈については、難しい問題であるが、プリンシプル・ベースの理念としては、監査人と作成者の判断を最も尊重することとなっており、KASB としては、作成者が適切な判断できるよう、手助けをしていきたいと考えている。この点については、今後とも IASB と協議していくとの回答がなされた。

(4) IASB

IASB の山田理事及び Tom Jones 副議長より、最近の IASB の会計基準設定状況等についての報告があった。概要は以下のとおりである。

まず、山田理事より IASB が検討を行っている主なプロジェクトの説明として、概念フレームワーク、保険契約、負債、収益認識、公正価値測定、法人所得税、金融商品、財務諸表の表示、退職給付、リース、ジョイント・ベンチャー、連結、年次改善について、プロジェクトの目的、主な論点及び今後の予定について説明があった。

また、Tom Jones 副議長より、米国証券取引委員会（SEC）において、規則を改訂し、外国登録企業が IASB の作成した IFRS に準拠して財務諸表を作成した場合に、差異調整表なしで登録を認めることとしたほか、米国企業においても、外国企業同様に IFRS の使用を選択肢として認めるかどうかについてコンセプト・リリースを出して検討しているとの説明があった。

質問・コメント及び討議

ASBJ 側から、収益認識プロジェクトでは、稼得・実現による従来収益認識のあり方を抜本的に資産・負債アプローチによる収益認識に改めようとしているとのことだが、新しいアイデアでも、見込生産の場合には契約締結即履行となり販売時点で収益とこれに対応する費用を計上するという従来会計処理は異ならないと思われるが、受注生産のときは収益と費用の認識はどうなるのかという質問があった。これに対し、IASB 山田理事から、IASB 会議では未だ議論されていないものの個人的な見解としては、契約の履行義務の進捗により収益を認識し、それと対応して費用を認識していくのではないかと回答がなされた。

中国財政部及び KASB 側からは、会計基準の国際的なコンバージェンスを達成するためには、会計基準の安定性も重要ではないかという意見があった。これに対し、IASB 山田理事より、IFRS の安定性については、新たな IFRS の適用義務を 2009 年までは求めないなどの配慮を行った。しかしながら、高品質な会計基準を設定するためには、引き続き会計基準の改善を続けていかなければならないとの回答がなされた。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

2. 今後の日中韓三カ国会計基準設定主体会議の進め方

各会計基準設定主体間で、今後の日中韓三カ国会計基準設定主体会議の進め方について議論がなされ、経済のグローバル化が進展する中、会計基準は各国経済のインフラの中核であることから、経済的・地理的に近接する三カ国による当会議が重要な機会を与えるものであるとの理解を共有し、当会議を引き続き定期的を開催することを確認したほか、各国のコンバージェンスに対するプロセスは異なるものの、国際的な会計基準とのコンバージェンスに向け、今後より生産性のある会議にしていくことが合意された。

3. オープン・セミナー

各国の会計基準を巡る最新の動向について Yuting Liu CASC 委員、Hyoik Lee KASB 委員長、Thomas Jones IASB 副議長、及び西川委員長から講演がなされた後、逆瀬副委員長、Chungwoo Suh KASB 副委員長から各講演内容についてのコメントが行われた。なお、講演の内容は、28 日の内容とほぼ同様であり、説明は割愛する。

4. プレス・リリースの公表

第 7 回日中韓三カ国会計設定主体会議を開催した旨のプレス・リリースを 12 月 4 日に公表した（別紙 2 参照）。

Ⅲ. 第 8 回日中韓三カ国会計基準設定主体会議

次回の会議は 2008 年に中国で開催する予定である。

以 上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙1

三カ国会議出席者リスト

日本(企業会計基準委員会:ASBJ)	
西川 郁生	委員長
逆瀬 重郎	副委員長
新井 武広	常勤委員
豊田 俊一	主任研究員
荻原 正佳	主任研究員
丸山 顕義	専門研究員
樋口 哲朗	専門研究員
吉田 健太郎	専門研究員
岩野 正憲	研究員

中国(中国会計准则委員会:CASC)	
Mr. Yuting Liu	Director of Operation and Member of CASC Director-General of Accounting Regulatory Department, MOF
Mr. Yuhuan Li	Deputy Director-General of MOF
Mr. Weidong Feng	Director of MOF
Mr. Guangzhong Liu	Director of MOF
Mr. Xiangzhi Zhang	Director of MOF
Mr. Wenxian Xia	Staff of MOF
Ms. Najing Chen	Interpreter

韓国(韓国会計基準委員会:KASB)	
Mr. Hyoik Lee	Chairman of KASB
Mr. Chungwoo Suh	Vice-Chairman of KASB
Mr. Soon-Suk Yoon	Board Member of KASB
Mr. In-Tae Hwang	Board Member of KASB
Mr. Sung-soo Kwon	Director of Research Department of KASB
Ms. Hyun-duck Choi	Senior Researcher of KASB
Mr. Won-Hee Han	Technical Staff of KASB
Mr. Il-hong Park	Technical Staff of KASB

国際会計基準審議会(IASB)	
Mr. Thomas E. Jones	Vice Chairman of IASB
Mr. Tatsumi Yamada	Board Member of IASB
Mr. Wei-Guo Zhang	Board Member of IASB

香港特別行政区	
Mr. Paul F. Winkelmann	Vice-President of HKICPA
Mr. Raphael Ding	Deputy Chairman of Financial Reporting Standards Committee
Ms. Patricia McBride	Executive Director of HKICPA

マカオ特別行政区	
Mr. Kong Leong Iong	Chairperson of CRAC
Mr. Pou Man Ng	Technical Staff of CRAC
Mr. Weng Hang Wong	Technical Staff of CRAC
Mr. Io Tong Chong	Technical Staff of CRAC

別紙2

Press Release



2007年12月4日

第7回 日中韓三カ国会計基準設定主体会議を開催

2007年11月28日及び29日、東京で企業会計基準委員会(ASBJ)、中国会計准则委員会(CASC)及び韓国会計基準委員会(KASB)の代表者は、今般、第7回日中韓三カ国会計基準設定主体会議を開催いたしました。

また、今回も日中韓三カ国の会計基準設定主体に加え、オブザーバーとして、国際会計基準審議会(IASB)、香港特別行政区及びマカオ特別行政区からも代表者が参加しました(今回の会議の参加者は別紙のとおり)。

今回の会議では、各国の国際的な会計基準へのコンバージェンスへの取組みについて説明が行われたほか、IASBから会計基準の開発等の活動状況についての説明がなされ、意見交換も行われました。

各国会計基準設定主体は、当会議を引き続き定期的を開催することを確認したほか、各国のコンバージェンスに対するプロセスは異なるものの、国際的な会計基準とのコンバージェンスに向け、今後より効果的に会議を運営することが合意されました。

なお、次回の会議は2008年に中国で開催する予定です。

企業会計基準委員会
委員長

中国会計准则委員会
委員、办公室主任

韓国会計基準委員会
委員長

Ikuo Nishikawa

Yuting Liu

Hyoik Lee

以上

**2007 Three countries (China, Japan and Korea)
Accounting Standard Setters Meeting**

The China Accounting Standards Committee (CASC), the Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) and the Korea Accounting Standards Board (KASB) held the 2007 three countries Accounting Standard Setters Meeting at Royal Park Hotel in Tokyo, Japan for two days on 28 and 29 November 2007.

This year's Meeting also had representatives of the International Accounting Standards Board (IASB) as special invitees and delegates of the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants and Macao Committee for Registry of Auditors and Accountants as observers (see Appendix for a detailed list of participants).

The CASC, ASBJ, and KASB presented updates on recent developments in their national accounting standards and on their policy and efforts toward global convergence of accounting standards and the IASB presented update on recent development in its accounting standards.

In addition, the CASC, ASBJ, and KASB discussed future direction for the three countries meeting. They agreed that they should continue this regular meeting and pursue more productivity, while recognizing that there are some differences in their convergence processes.

The 2008 three countries Accounting Standard Setters Meeting will be hosted by the CASC.

Yuting Liu
Director of Operation and Member,
China Accounting Standards Committee
Director-General of Accounting Regulatory Department, MOF

Ikuo Nishikawa
Chairman,
Accounting Standards Board of Japan

Hyoik Lee
Chairman,
Korea Accounting Standards Board